

## 正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申し上げます (2020年9月18日)

### ■第3版 第3刷 (2020年2月5日発行) の修正・更新箇所

※第1刷からの修正箇所は[https://www.yodosha.co.jp/correction/9784758109376\\_corrections.pdf](https://www.yodosha.co.jp/correction/9784758109376_corrections.pdf) をご参照ください

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
本書中の下記の語句が掲載されている章すべてに該当					
		覚せい剤	覚醒剤	覚醒剤取締法の改正(2020年4月より施行)により、「覚せい剤」等の表記について「覚醒剤」等に改められました	20/09/18
第5章 医薬品管理-4. 法的管理が義務付けられている医薬品					
125	見出し 5 覚せい剤原料	5 覚せい剤原料	5 覚醒剤 <sup>i</sup> 原料	覚醒剤取締法の改正に対応し、注釈iを追加	20/09/18
125	注釈欄		<sup>i</sup> 覚醒剤取締法が改正され2020年4月より施行された。表記も「覚せい剤」から「覚醒剤」に変更された。		20/09/18
125	表8 おもな覚せい剤原料	表にリスデキサンフェタミン塩酸塩を追加しました		※1参照	20/09/18
126	本文3~4行目	実質的に保険薬局で取り扱うことができる覚せい剤原料はセレギリン塩酸塩錠(96回・問112)のみと考えてよい。	実質的に保険薬局で取り扱うことができる覚せい剤原料はセレギリン塩酸塩錠(96回・問112)およびリスデキサンフェタミン塩酸塩カプセルのみと考えてよい。		20/09/18
126	本文7行目	薬局開設者は、「覚せい剤原料取扱者」等の指定を受けた者以外から覚せい剤原料を譲り受けることはできない(94回・問114)。	薬局開設者は、「覚せい剤原料取扱者」等の指定を受けた者以外から覚せい剤原料を譲り受けることはできない(94回・問114) <sup>j</sup> 。	覚醒剤取締法の改正に対応し、注釈jを追加	20/09/18
126	注釈欄		<sup>j</sup> ただし交付を受けた患者が使用する必要がなくなった場合は譲渡可能である(2020年4月より)。		20/09/18
126	本文13行目	薬局で覚せい剤原料を譲渡できるのは、処方箋による調剤の場合のみであり、「覚せい剤原料取扱者」等への返品や交換もできない。	薬局で覚せい剤原料を譲渡できるのは、処方箋による調剤の場合のみであり、「覚せい剤原料取扱者」等への返品や交換もできない <sup>k</sup> 。	覚醒剤取締法の改正に対応し、注釈kを追加	20/09/18
126	注釈欄		<sup>k</sup> ただし、品質不良等の医薬品覚醒剤原料を覚醒剤原料取扱者等に譲り渡すことが2020年4月より可能となった[事前に地方厚生(支)局長の許可が必要]。		20/09/18
126	本文18~20行目	覚せい剤原料を管理するにあたって帳簿への記載義務はないが、覚せい剤原料の移動、所在を明確にするとともに、事故等の発生を未然に防ぐために、帳簿を備えることが薦められている。	覚醒剤原料を管理するにあたって帳簿の設置と保管の義務化がされた(2020年4月より)。覚醒剤原料の移動、所在を明確にするとともに、事故等の発生を未然に防ぐためである。		20/09/18
126	本文最下行の注釈 <sup>i</sup>	<sup>i</sup> 調剤済みの覚せい剤原料:患者やその家族等が不要となった覚せい剤原料を持参した場合でも譲り受けることはできない。持参した者自らが廃棄するよう指導する。その際に、患者またはその家族等が行う廃棄を補助することは差し支えない。	<sup>i</sup> ただし、交付または調剤済みで患者が不要になったものに限り、職員の立会いなしに廃棄可能(2020年4月より)。廃棄後30日以内に届出を行うこと。		20/09/18

第10章 薬局に特殊な業務-3. 薬局製剤・漢方製剤

271	8 薬局製剤の販売について の本文5行目	また薬局製剤は調剤室に保管しなければならぬ(96回・問118).	なお、薬局製剤は薬局医薬品ではあるが、一般用医薬品と同様に調剤室外に陳列することができるようになった(2020年9月より).	情報更新	20/09/18
-----	-------------------------	----------------------------------	----------------------------------------------------------------	------	----------

第11章 セルフメディケーションの支援-2. 要指導医薬品・一般用医薬品の定義、スイッチOTC医薬品とダイレクトOTC医薬品

282	表3	令和2年5月の要指導医薬品一覧の更新に対応し、※2のように変更しました	※2参照	20/09/18	
283	表4 出典	厚生労働省ホームページ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html</a> )より引用(令和元年11月27日更新)	厚生労働省ホームページ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html</a> )より引用(令和2年5月8日更新)	情報更新	20/09/18

図表

※1

表8 ● おもな覚醒剤原料

一般名	投与	製品名	薬効分類
セレギリン塩酸塩	内	エフピー <sup>®</sup> OD錠	パーキンソン病治療剤
		セレギリン塩酸塩錠	
リスデキサンフェタミンメシル酸塩	内	ビバンセ <sup>®</sup> カプセル	AD/HD治療剤

※2

表3 ● 要指導医薬品一覧

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間(予定)	販売開始日
精製ヒアルロン酸ナトリウム	ヒアレインS サンテ ヒアルロン酸点眼液	参天製薬株式会社	令和2年 5月8日	安全性等に関する製造 販売後調査期間(3年)	—
イソコナゾール 硝酸塩	メンソレータムフレディ CC1 メンソレータムフレディ CC1A	ロート製薬 株式会社	令和元年 11月27日	安全性等に関する製造 販売後調査期間(3年)	令和2年3 月21日(メン ソレータム フレディ CC1) 令和2年1 月20日(メン ソレータム フレディ CC1A)
フルチカゾンブ ロピオン酸エス テル	フルナーゼ点鼻薬<季節性ア レルギー専用>	グラクソ・スミス クライン・コン シューマー・ヘル スケア・ジャパン 株式会社	平成31年 4月15日	安全性等に関する製造 販売後調査期間(3年)	令和元年11 月1日
フルニソリド	ロートアルガードクリアノー ズ 季節性アレルギー専用	ロート製薬 株式会社	平成30年 10月30日	安全性等に関する製造 販売後調査期間(3年)	平成30年 12月19日
クロトリマゾー ル	エンペシドLクリーム	バイエル薬品 株式会社	平成29年 11月17日	安全性等に関する製造 販売後調査期間(3年)	平成30年 7月10日
	デリーザLクリーム	佐藤製薬株式会社	平成29年 11月17日	安全性等に関する製造 販売後調査期間(3年)	—
フェキソフェナ ジン	アレグラFXジュニア アレグラαジュニア アレグラフレッシュジュニア アレグラファインジュニア	サノフィ株式会社	平成29年 9月27日	安全性等に関する製造 販売後調査期間(3年)	平成29年 11月9日 (アレグラFX ジュニア)
ベポタスチン	タリオンR タリオンAR	田辺三菱製薬 株式会社	平成29年 9月27日	安全性等に関する製造 販売後調査期間(3年)	—
チェストベリー 乾燥エキス	プレフェミン	ゼリア新薬工業 株式会社	平成26年 4月3日	再審査期間(8年)	平成26年 9月10日

厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>) より引用 (令和2年5月8日更新)